

第56回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成28年1月18日（月）16:29～16:58

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用408会議室

司会 所定の時間を少し遅れまして、大変申し訳ございませんでした。

ただ今から、本日とり行われました第56回規制改革会議の模様につきまして、議長からブリーフィングをさせていただきます。

岡議長 私からも、お待たせして誠に申し訳ございませんでした。

本日の第56回規制改革会議では、二つの議題で議論いたしました。

一つ目の議題は「地方における規制改革について」でございます。具体的にどういうことかといいますと、お手元の資料に書いてあるとおり、国の規制があって、それに基づいて各自治体の行政の中でいろいろやるわけですが、自治体によって詳細な部分にいろいろな差があるという実態が存在しているということでございます。資料1に幾つかの事例を記載しておりますので、それを見ていただけると、今、私が言っていることが何かということについては御理解いただけると思います。このような実態に対して、私ども規制改革会議としてどう取り組むべきなのかといったことを議論したわけですが、大変活発にいろいろな意見がございました。

直接的には関係ありませんけれども、関連する事項としては、私どもが昨年6月に答申を出し、閣議決定された実施計画の中に「地方版規制改革会議の設置」という項目がございます。本期、これをフォローアップ項目として取り上げて、12月14日付で私、議長名で全国の地方自治体の首長さん宛に、地方版規制改革会議の設置を御検討くださいというお願い状を出したことは皆さんに御報告したとおりでございます。

その点について、追加のお話をさせていただきますと、これは飽くまでも各自治体の自主性あるいは主体性を尊重するものでありますし、決して我々が会議の設置を強要するものではない。各自治体の判断で設置するかどうかを決めていただきたいということを御理解いただくために、私自身、全国知事会、全国市長会、全国町村会の事務総長さんのお時間をいただきまして、我々がどういう考え方で12月14日のお手紙を出したかという御説明に上がりました。強調した点は、飽くまでも各自治体の首長さんのリーダーシップの下でやってもらうものなのですよと。我々が地方版規制改革会議を答申した背景の一つとしては、各自治体が地方創生のために策定されている「地方版総合戦略」がございます。もう既にかなりの自治体が策定された状態になっているようですが、この年度末が締め切りと了解しております。まだ詳細はつかんでおりませんが、各自治体が自ら作った地方版総合戦略を実現するための阻害要因があれば、それは是非取り除かなければい

けない。その阻害要因になっている規制が国レベルのものであれば、我々規制改革会議にそれを投げてください。それが自治体レベルの条例等による規制であれば、それはそれぞれの自治体レベルで御検討していただきたい。

市を例に挙げてお話しします。全国市長会の事務総長さんに私が申し上げたのは、例えば国レベルの阻害要因であれば、我々規制改革会議に投げていただく。県レベルで何か縛りがあれば、それは県レベルに上げていく。市レベルのものであれば、それは市みずからが改革していただいたらよろしい。そのような形で、総合戦略を実現するために、そのようなことを考える一つの契機として、地方版規制改革会議の設置を御検討していただいたらよろしいのではないかというお話を知事会、市長会、町村会それにさせていただきました。

また、これも前に触れましたけれども、日本商工会議所にも同じような話をしてきましたところ、大変ポジティブな反応をしていただきました。早速全国514の支部に対して、それぞれの商工会議所が存在している自治体の中で地方版規制改革会議の設置を積極的に働きかけるという方向で動いておりますというお話をいただきました。

経団連にも同じようにお話をしました。経団連でも、北海道、東北等々、ブロックごとの地方の経済団体との合同会議をそれぞれの地域で年に1回ぐらいやっているわけでございますので、そのような場で、私ども規制改革会議が進めている地方版規制改革会議の設置についても、是非御説明していただきたいということをお願いし、御了解をいただいております。

さらに、まち・ひと・しごと創生本部の全国版総合戦略の中にも、地方版規制改革会議の設置がうたわれてありますので、私どもとしては、創生本部とも連携が必要だということから、石破地方創生担当大臣の補佐官をやっている伊藤さんのところにお邪魔して、我々が12月14日にこのような手紙を出したこと、我々の考え方がどういうものかということ、それから、全国知事会、全国市長会、全国町村会、商工会議所、経団連にも御説明方々お願いをしておりますということを御説明してきました。

そのような形で、前向きに地方版規制改革会議を設置してみようという自治体が出てくれば、私ども規制改革会議としてはできるだけの応援をしていきたいと考えている次第であります。

本日の議題に戻りますけれども、同じ規制でも、自治体の条例によって、地域地域の運用面に差があるという実態に対して、私どもはどのように取り組むべきかという議論をこれから進めていこうということになります。今日の議論の中で、かなりいろいろな意見があったのですけれども、幾つか取りまとめますと、まず、そのような実態を具体的に把握し、それをホームページ等々に載せて公にする。そうすることによって、それぞれの自治体に自分がやっていることと、ほかの自治体がやっていることの差に気づいていただくことがまず必要なのではないかという意見が多くの委員から出ました。私もその辺が第一歩なのかなと思いながら、意見を聴かせていただいたわけでございます。

さらに、ほかの委員からは、そのような情報の共有でおしまい、あとは自治体にお任せしますよという形でいいのか。もう一歩踏み込んで、この辺がベストプラクティスではないのかというものを、例えば我々が所管省庁と議論して、一つの方向性を出すといったようなところまでやつたらいいのではないか。もちろんそれをやるかやらないかは各自治体が決めるわけですが、場合によっては、さらにもう一歩突っ込んでガイドライン的なところまで考えてもいいのではないかという意見も出ました。

さらにまた、私どものやろうとしていることと地方分権との折り合いといいますか、この辺のところも十分考えてやる必要があるのではないかということで、このテーマを契機に、国と地方の役割分担についても議論を深めてもいいのではないかという意見も出されました。いずれにせよ、このテーマについて、大変活発な意見が出されたということを御報告したいと思います。

私どもとしては、今日出た意見を踏まえて、もうしばらく議論を深めていって、どこかでこのテーマについての会議としての意見の取りまとめをしたいと考えております。

本日の二つ目の議題は、資料2-1と資料2-2に記載の「規制改革ホットラインの現状報告」でございます。ホットラインの受付件数もスタートしてからついに4,000件を超え、4,366件という大変多くの御要望をいただいたということでございます。また、その中から直近のところで所管省庁に対して検討を新たにお願いしたのが6件。詳細は2ページ目に書いているとおりでございます。

一方、所管省庁からの回答状況は資料2-1の下段に書いてあるとおりでございまして、累計では2,230件の回答をもらってますが、今期いただいている回答は382件。内訳はこの表に書いているとあります。

毎回毎回のお話で恐縮でございますが、私は、規制改革ホットラインに寄せられる要望を大変重視しております、ここに寄せられたものからできるだけ多くの改革を実現することが私ども規制改革会議の大変重要な使命であると考えております。これも毎回申し上げておりますが、これまでの答申項目の65%から70%がホットラインに寄せられた案件に関連しているのだということもあわせて御報告させていただきます。

冒頭の私からの話は以上であります。これからは御質問にお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

記者 一つ目の議題なのですけれども、アウトプットの仕方として、ガイドラインを作ってもいいのではないかという意見があったということですが、今日の時点ではアウトプットの仕方は何か結論が出たのでしょうか。

岡議長 今日はまだ結論が出ておりません。先ほど委員の皆さんのお話を御紹介させていただいたわけですけれども、その中の一つに、ガイドライン的なところまでいくべきではないのかという御意見もあったということでございます。会議としては、何回かの議論をしてから結論を出そうと考えております。

記者 結論を出すタイミングでこちらに書かれている具体的な事例についての対応も一

緒にあわせて出されるということですか。

岡議長 これについても、私はもう少し議論が必要だと思っているのですけれども、例えば全てをオープンにして、まず実態を分かってもらおうではないかという現状把握と公表。あるいはベストプラクティス的なものをアドバイスする。あるいはガイドラインを提示するといろいろございます。まだ何も決まっていないのですが、どの場合でも、対象を多少絞り込まないと大変なことになるのではないか。どういう分野なのか、あるいはどういう対象のものにするかという議論が必要なのだろうと思っております。

今、御質問をいただいたように、今日は11のケースを記載しておりますけれども、この11を取り上げるかどうかも含めてまだ決まっていないわけです。あるいはここに載っていないことも、ほかにもまだたくさんあると思うのです。そのうちどういったものを取り上げるかも、今後、我々の議論の対象になる大きなテーマだと思います。

記者 取りまとめはいつ頃までに。

岡議長 遅くとも6月の答申までにしなければいけないと思っていますけれども、もう少し早くやらなければいけないかなと私は思っております。

記者 関連しまして、今回なぜ11の事例を出してきたのか。あと、各自治体によって規制に差がある。条例とかいろいろあるのでしょうかけれども、規制ですか。そういうものはどのくらいあるものなのでしょうか。

岡議長 これは事務局の方から。

事務局 担当の方から御説明させていただきます。

議長からも御説明がありましたとおり、これが全てではもちろんない。事務局でいろいろ調べている範囲で把握したものを、今回「未定稿」とタイトルにも付けてございますけれども、御紹介をしたものでございまして、全体がどれくらいあるかというところまで分かっているものではありません。

記者 調べないと分からないということですね。

事務局 調べて、調べたものが全てかどうか分かるかどうかというと、それは難しいかと思います。

岡議長 実は、今日の会議の前に、たまたま経団連で話をしてきたのですけれども、こういう議論を今日するということを何も言っていないのに、経団連の幹部の方から、こういう問題がありますよという御指摘を受けたのです。どういうことかというと、その方は不動産業界の方だったのですけれども、「県によってばらつきがあって困っている」というお話をしたので、私は「それはすぐにホットラインに投げてください」とお願いしました。今日の11の事例の中にも、広域でいろいろな活動をしているときに「ここではこうだが、ここはまた別で困っている」という意見がいくつかにあったと記憶しています。

我々が取り上げるべきものは、一般論ではなくて、「ばらばらで困っている」という方の声を一番優先すべきなのがなと思います。

我々がこういうテーマで議論を始めたということが公になれば、じゃあ、ホットライン

に投げてみようと、次々に飛んでくるのではないか。そういう意味では、今日皆さん方に規制改革会議がこのテーマの議論を開始したと報道していただくことは大変ありがたいことになるのではないかと思います。

記者 関連して、地方分権の話がありましたけれども、この事例というのは、いわゆる義務づけとか枠づけ等、差異があるものなのですか。かぶっている中で自治体ごとに違っているものを列挙しているという理解でいいのですか。

司会 それにつきましては、とりあえず、事務局の方から。

事務局 全部がそうではありませんけれども、国の方で技術的助言に当たるガイドラインを出しているものもあります。ガイドラインを出した上でばらばらになっているものもありますし、技術的助言で、強制的なものではありませんので、従うところと従わないところがあるのは当然なのですが、実態として、国としてのガイドラインがあった上でもばらばらになっているものもあるというものです。

岡議長 一言付け加えますと、「地方分権」というのは国の立派な方針ですから、私どもはそこに真っ向からぶつかっていこうなどという考えは毛頭ございません。

そうではなくて、ばらばらになってしまっている状態をうまいやり方によって地域の活性化につながっていく形に持っていくことを思っているのです。ただし、そのための主体は飽くまでも自治体だという考え方には、地方版規制改革会議もそうですし、このテーマでもそうでございます。そういう改革をすることによって、それぞれの地域の活性化につながるものを見つけていきましょう。それであれば、国だ、地方だということではなく、双方にとっていいことになるのではないかと思っています。

記者 今の11の事例の中の 旅館業法のところは、正に民泊の議論のところと重なっているのだと思いますけれども、その方向感というのは6月の答申までにということだったのですが、今、国交省、厚労省が正に簡易宿泊所に民泊を位置づけようとしている中で、どうしても議論がかぶってくると思うのですが、その辺のスケジュール感はどうなっているのでしょうか。

岡議長 先ほど事務局から御説明のとおり、11のケースは事例として出しただけでございます。今、御指摘の民泊については、私どもは、既に会議としての意見を出してありますし、厚労省、観光庁の検討会の状況をウォッチして、必要に応じて会議の中でも議論しておりますので、スケジュール感という意味では、民泊にかかるものも6月などと考えておりません。テーマ、テーマによって、ほかのスケジュールと調整しながら、タイミングも考えながらやっていきたいと考えております。

記者 ちょっと頭の整理というか、こういうことでいいのかということで説明いただきたいのですけれども、まず、いろいろな規制をリスト化して見比べられるようにすることで、各自治体に自主的な規制緩和を促すと。その次のガイドラインまでということになった場合は、当然、ビジネスが一番やりやすい、こういうものがベストであるというものを提示することになるという考えだと思うのですが、そうなると、どの自治体がモデルケ

ースに、どちらにしろ、どこかの自治体が一番先進的で、モデルケースみたいになってくると思うのですけれども、その設定というのはかなり微妙というか、難しいこともあると思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

岡議長 正に御指摘のとおりですが、もうしばらく議論を深めていかないと、今、御指摘いただいたことに対してお答えできるところまで我々自身がまだ到達しておりません。先ほど私は、今日の会議の各委員それぞれの意見を集約していくつか御紹介しただけであって、ガイドライン的なところまでいくかどうかについて何か結論を出したわけでもございませんが、そういう問題がありますねという御指摘はそのとおりだと思います。

もしガイドラインのところまでいくのだったら、相当いろいろな議論を深めて、関係者とのいろいろな意見交換等々もやっていく必要があると今の時点では思っていますが、そこまでやった方がいいのではないかという意見もあったということを先ほど御披露させていただいたわけであります。

また、これは先ほども触れましたが、私は、現状把握にしても、ベストプラクティスのアドバイスにしても、ガイドラインにしても、対象をどこまで絞り込むのかとかという議論は必ず出てくるのだろうと思います。地方自治体によって差のある条例全てをガイドラインにするなどということはとても考えられませんし、情報共有の部分だけでも、とても全てなどできないわけですから、そのところはもう少し議論をして、対象の絞り込みと、情報共有やアドバイスにとどめるのか、ガイドラインまでいくのかというところについては、我々としての答えがまだ出ていませんから、もう少し議論を深める必要があるのだろう。ただ、議論を深めるに当たっての一つの頭の整理として、今日いろいろと出た意見を踏まえると、今、言ったように、情報の共有プラスアドバイスをしたらいいのではないかとか、さらに突っ込んだ方がいいのではないかという議論の整理の仕方があります。もう一つは、対象をどこまで絞り込むのかという、これから議論を深めていく中で、その辺の整理をしたということでございます。

究極の目的は、繰り返しになりますけれども、それによって各地域の活性化につながる。地域経済の発展につながるようなものだということは、我々としてははっきり位置づけているわけでございます。どういう段階までいくのか、どういう分野を対象とするのかということについては、正にこれからの議論の中で詰めていきたいと思っています。

記者 追加で、先ほど直接は関係ないとおっしゃいましたけれども、こうして議論をして、地方からも意見があればホットラインで寄せてほしいということがあったということは、地方版規制改革会議をやってもらうに当たって、当然これはそれに役立てるというか、参考に資する目的はあるわけですね。

岡議長 おっしゃるとおりです。私は、こういうことを進めていくと、各自治体が自発的に策定された総合戦略を実現するための阻害要因となっている規制があれば、それを取り除きましょうと。国にぶつけるか、県にぶつけるか、自分の市でやるかというのはいろいろあるけれども、地方版規制改革会議を作れば、そういうことを検討するきっかけに

なるではないですかと。我々規制改革会議は15人のメンバーで約40人の事務局でやっていますが、市レベルでやるときには、市長がその気になってやるぞと言って、とりあえず、あなたが窓口をやってそういう要望を吸い上げてよというところから入っていいわけです。いろいろなやり方がある。そういう形で入ることによって、自分のところの条例なり、県の条例なり、あるいは国の規制なりを検討する中で、自分たちのところでもやっているけれども、隣の町はこんなことをやっているの。隣の県はこうなのということが分かってくると、その辺のところが全体的に関係してきて、首長さんのリーダーシップで、究極の目的である地域の活性化、地方創生につながる方向に持っていくツールとして活用できるのではないかと私は考えているわけです。

記者 ちなみに、地方版規制改革会議は第1弾とかはあったのですか。

岡議長 アンケートの回答は毎日集まって来ていますが、締め切りは1月末です。2月の頭ぐらいには、どこからどういう回答が来て、いくつぐらいスタートしそうですという御報告ができる時期があと1ヶ月以内にあると思います。

司会 よろしいでしょうか。

その他、特によろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日は遅れまして申し訳ありませんでしたが、記者会見は以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

岡議長 どうもありがとうございました。